

2022年10月吉日

お客さま各位

尾西信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、電子交換所における手形交換業務の開始に伴い、2022年11月4日より当座勘定規定を改定致します。

電子交換所での取扱いに際して、手形・小切手用紙の記載に関する事項を追加致します。

尚、改定後の新规定は、改定以前よりお取引をいただいているお客様にも適用させていただくことと致します。

当金庫では、今後もお客様の利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定対象の規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

別紙の通り、条項を変更及び改定致します。

*変更及び追加箇所に下線を明示しております。

以上

<本件に関する問い合わせ>

尾西信用金庫 業務推進部 フリーダイヤル 0120-102-305

【受付時間 平日 9:00~17:30】

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付しま</u></p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(追加)</p> <p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p><u>す。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第10条～第18条（略）</p> <p>第19条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）</u>を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず）</u>を相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については前項と同様とします。</p> <p>（3）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第20条～第29条（略）</p> <p>削除</p>	<p>第19条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙を相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については前項と同様とします。</p> <p>（3）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第30条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自</p>

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>以下第31条以降繰り上げ（略）</p> <p>約束手形用法</p> <p>1～3（略）</p> <p>4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは<u>チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>（4）金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機</u></p>	<p>己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>（追加）</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。</p>

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p><u>関名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>7（略）</p> <p>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印に代え自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>為替手形用法</p> <p>1～4（略）</p> <p>5.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>（4）金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。</p> <p>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名押印に代え自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p>5.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符合を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは文字の間をつめ、壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>（追加）</p>

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7～9（略）</p> <p>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印を押印してください。</p> <p>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（お届印）のうえ請求してください。</p> <p>11. 自署によるお取引の場合は、記名押印に代え自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>
<p>小切手用法</p> <p>1～3（略）</p> <p>4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>（4）金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用して</p>	<p>4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>（追加）</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用して</p>

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>ください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印に代え自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>ださい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印を押印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（お届印）のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名押印に代え自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1	2	3	4	5	6	7
漢数字	壹 壺 弍	弍 弍 貳 貳	参 参	四 泗 肆	五 伍	六 陸	七 漆 質

	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	八 捌	九 玖	拾 仕	百 陌 佰	千 仟 阡	万 萬

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第8条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形に限って支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。</u></p> <p>第9条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付しません。</u></p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形に限って支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。</p> <p>(追加)</p> <p>第9条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>第10条～第16条（略）</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まます）</u>を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まます）</u>を相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>第18条～第26条（略）</p> <p><u>削除</u></p>	<p>第27条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>以下第 28 条以降繰り上げ（略）</p> <p>約束手形用法</p> <p>1～3（略）</p> <p>4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>（4）金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金</u></p>	<p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>4.（1）金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>（2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときはチェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>（追加）</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表（2022年11月4日改定）

下線部分が変更箇所

新	旧
<p><u>額の複記その他の記載がQRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>7（略）</p> <p>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名<u>なつ印</u>（<u>お届け印</u>）のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名<u>なつ印</u>に代え自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（<u>お届け印</u>）のうえ請求してください。</p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名押印に代え自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2		3		4		5		6		7		
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	8		9		10		100		1,000		10,000	
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。